

## 政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の16第1項に規定する少額領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の開示に関し必要な事項を定める。

### (開示の請求)

第2条 法第19条の16第1項の規定による開示請求は、別記様式第1号によりしなければならない。

### (提出命令)

第3条 法第19条の16第5項の規定による提出命令は、別記様式第2号により通知しなければならない。

### (提出期間の延長)

第4条 第19条の16第9項の規定による提出期間の延長の通知は、別記様式第3号により通知しなければならない。

### (提出しない場合の通知)

第5条 法第19条の16第16項の規定による少額領収書等の写しを提出しない旨の通知は、別記様式第4号により通知しなければならない。

### (開示決定の期間の延長)

第6条 法第19条の16第13項の規定による開示決定の期間の延長は、別記様式第5号により通知しなければならない。

2 法第19条の16第14項の規定による開示決定の期間の延長は、別記様式第6号により通知しなければならない。

### (開示の決定)

第7条 法第19条の16第11項および第12項の規定による開示の決定は、別記様式第7号により通知しなければならない。

### (開示に係る申出)

第8条 政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号。以下「令」という。）第11条第1項の規定による開示に係る申出は、別記様式第8号によりしなければならない。

2 令第 11 条第 3 項の規定による更なる開示に係る申出は、別記様式第 9 号によりしなければならない。

(不開示の決定)

第 9 条 法第 19 条の 16 第 12 項の規定による不開示の決定は、別記様式第 10 号により通知しなければならない。

(閲覧の方法等)

第 10 条 少額領収書等の写しの閲覧は、滋賀県選挙管理委員会の指定する場所において、執務時間中にしなければならない。

2 少額領収書等の写しは、前項の場所以外に持ち出すことができない。

3 少額領収書等の写しは、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。

4 前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(写しの交付の方法)

第 11 条 少額領収書等の写しに係る写しの交付は、少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格 A 列 4 番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付により行う。

(手数料の納付)

第 12 条 少額領収書等の写しに係る写しの交付を受ける者は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）に基づく手数料を納付しなければならない。

付 則

この規程は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。